

長野県総合計画審議会 土地利用・事業認定部会について

○ 審議事項

- 1 国土利用計画（長野県計画）の策定・変更に関する意見
- 2 国土利用計画（市町村計画）への知事の助言等に関する意見
- 3 長野県土地利用基本計画の策定・変更に関する意見
- 4 土地収用法に基づく事業認定の処分に関する意見

【長野県総合計画審議会条例（抜粋）】

第1条 長野県の総合的な発展に関する重要事項について調査審議するための審議会並びに国土利用計画法第38条第1項及び土地収用法第34条の7第1項の規定による審議会その他の合議制の機関として、長野県総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

第2条 審議会は、知事の諮問に応じて長野県の発展に関する将来構想及びこれに即する計画に関する重要事項について調査審議するほか、次の各号に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 国土利用計画法第38条第1項に規定する事項
- (2) 国土調査法（昭和26年法律第180号）第15条に規定する事項
- (3) 土地収用法第34条の7第1項に規定する事項

第7条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

【国土利用計画法（抜粋）】

第7条

3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かなければならない。

第8条

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

第9条

10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴くとともに、国土交通大臣に協議しなければならない。

第38条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

【土地収用法（抜粋）】

第25条の2

2 都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ第34条の7第1項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。ただし、第24条第2項の縦覧期間内に前条第1項の意見書の提出がなかった場合においては、この限りでない。

第34条の7 都道府県に、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。